

日本金属学会 新公益法人制度における最初の代議員の選任に係る規程

(目的)

第1条 この法人は、新公益法人制度への移行に際し新たに代議員制度を導入するので、移行時の最初の代議員の選任を公正かつ適切に行うため、理事会の決議によりこの規程を定める。

(最初の社員)

第2条 この規程により選任された最初の代議員を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に定める最初の社員とする。

(最初の代議員の選挙の制度の骨格)

第3条 代議員の選任は選挙によるものとし、選挙制度の骨格は次の各号による。

- (1)最初の代議員の選挙数は、概ね正会員50人の中から1人の割合とする。
- (2)最初の代議員の任期は、半数はこの法人が新公益法人制度における法人への移行登記の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、残りの半数はこの法人が新公益法人制度における法人への移行登記の日から2年以内に終了する事業年度のうち最初のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- (3)最初の代議員の選出方法は、正会員による選挙とする。
- (4)代議員が欠けた場合に備えて、前号における選挙において補欠の代議員を選挙することができる。

(正会員の選挙権及び立候補の権利の保障)

第4条 正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利及び代議員に立候補する権利を有する。

(選挙における理事又は理事会からの独立)

第5条 代議員の選挙は、理事又は理事会から独立して行わなければならない。

2 理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

(代議員の社員の権利の保障)

第6条 選出された代議員が、社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない。（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

(正会員の社員と同様の権利の保障)

第7条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対し

て行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項および第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（規程の改廃）

第 8 条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

（運用規程）

第 9 条 この規程の運用に必要な事項は、理事会の決議により規程に定めることができる。

2 前項のうち選挙に係る規程は、理事会の決議により 日本金属学会 新公益法人制度における最初の代議員の選挙に係る規程に定める。

附則

1. 平成 23 年 8 月 10 日 制定（第 872 回理事会決議）
2. 平成 23 年 9 月 29 日 承認、施行（平成 23 年度第 1 回臨時社員総会）